幼保連携型認定こども園　　かぐらこども園　重要事項説明書

令和8年9月1日　現在

1.施設運営主体

名称	社会福祉法人わかめ福祉会
所在地	那覇市首里石嶺町3-199-2
代表者氏名	饒平名　勝彦

2.施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	かぐらこども園	
施設の所在地	〒901-0153 沖縄県那覇市宇栄原3-15-46	
連絡先	電話番号	098-857-4033
	FAX番号	098-996-5039
園長氏名	竹村　沙織	
対象児童	生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの子ども	
教育・保育理念	若い芽を育てる	
教育・保育方針	「心の力・学ぶ力・体の力」の育成を通して生きる力の根を育む	
教育・保育目標	①心の力…優しくて強い心 ②学ぶ力…いろいろな物へ興味や関心を持ち体験を通した学び ③体の力…たくましくしなやかな体	
子育て支援事業	・一時預かり事業(幼稚園型) ・延長保育事業 ・発達支援保育事業	

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	各号定員
利用定員	1号定員				5人	5人	5人	15人
	2号定員				24人	24人	30人	78人
	3号定員	15人	24人	24人				63人
	年齢別合計	15人	24人	24人	29人	29人	35人	156人

		病院名	医師名	電話番号
嘱託医	内科	さつきクリニック	内科医名　上原　剛	内科電話　098-857-1500
	歯科	さつき歯科クリニック	歯科医名　金城　光也	歯科医電話　098-857-6480

学校薬剤師	所属	薬剤師名	薬剤師　電話番号
	沖縄薬剤師会	神里　奈々子	098-963-8930

(2)職員体制　　令和8年9月1日 現在

職種	員数	常勤	短時間
園長	1人	1人	
副園長	1人	1人	
主幹保育教諭	2人	2人	
保育教諭	21人	16人	6人
保育士	4人		4人
看護師	1人		1人
保育教諭補助	5人	3人	2人
調理員	3人	3人	
事務員	1人	1人	

※職員数は変動する場合がありますが、市町村が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

3.学年及び学期

(1)当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(2)1年を次の　　2 学期 に分けます。

第1学期	4月1日から10月13日まで
第2学期	10月14日から翌年の3月31日まで

4.開園時間及び教育保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は以下の通りです。

1号認定子ども				
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日			
教育・保育の提供を行う時間	教育時間	8:15～14:00		
	一時預かり	平日	朝	7:15～8:14
			夕	14:01～18:15
		土曜日		8:15～18:15
		長期休業中		8:15～18:15
	延長保育	18:16～19:15		
休園日 (こども園が休みの日)	・日曜日 ・年末年始　12月29日から翌年1月3日まで ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・その他、園長が必要と認める日			
教育・保育の提供を行わない日	・土曜日 ・学年始休業日　(4月1日～4月5日) ・夏季休業日　(7月21日～8月24日) ・秋季休業日　(10月15日～10月18日) ・冬季休業日　(12月26日～1月4日) ・学年末休業日　(3月16日～3月31日)			

2・3号認定子ども				
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日			
教育・保育の提供を行う時間	標準時間	7:15～18:15		
	延長保育	18:16～19:15		(月曜日～金曜日)
	短時間	8:00～16:00		
		9:00～17:00		
	延長保育	朝		
		夕	16:01～19:15	(月曜日～金曜日)
休園日	・日曜日 ・年末年始(12月29日～翌年1月3日まで) ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・その他、園長が必要と認める日			

※次に該当し、必要と認めた場合は休業となります。

暴風警報・特別警報が発令された場合
避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令されている条件下で、臨時休園とするやむを得ない事由がある場合
Jアラートが発令された場合
震度5以上の地震が発生し、施設の安全や保育者の確保が困難な場合
本園において感染症が流行し、臨時休園となる感染レベルに達した場合

5.費用

(1)口座振替について

給食費等支払いは、原則として銀行口座自動振替にて行います。

費用の引き落としは毎月20日です。

(20日が銀行休業日だった場合、翌営業日引き落としとなります。)

また、振替時に94円(税込)の手数料がかかります。

口座振替ができなかった場合、当月中に現金または振込にてお支払いください。

その他費用の支払いについては、別途お知らせいたします。

(2)保育料・給食費等

利用区分	保育料	給食費	その他
3号認定(0～2歳児)	所得に応じて居住している市町村が定める金額	保育料に含まれています	※
2号認定(3～5歳児)	無償化 (「子ども・子育て支援法」より)	※	※
1号認定児(3～5歳児)	無償化 (「子ども・子育て支援法」より)	※	※

※別表1参照

6.利用の開始及び終了について

(1)市町村から教育・保育の実施について入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2)以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

ア.園児が小学校に就学したとき

イ.2号子ども及び3号子どもの支給認定保護者が、支給要件に該当しなくなったとき

ウ.支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申し込みがあったとき

エ.給食費やその他費用を3カ月以上、正当な理由なく滞納した場合

オ.その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき

7.健康診断について

(1)認定こども園法の考えに基づき、お子様が安心して園生活を送れるよう、入園前に健康診断をお願いしています。恐れ入りますが、受診費用につきましては保護者の自己負担となりますので、ご了承ください。

(2)園内健康診断

	実施回数	担当
内科健診	年2回	嘱託医
歯科検診	年2回	嘱託医
尿検査	年2回	
ギョウ虫検査	年1回	

8.安全対策と事故防止

(1)当園は安全な環境作り、安全点検(園舎内外・遊具等)の実施、職員間の連携、子どもへの安全指導を行うなど、事故防止に努めています。

(2)当園は保育室内外に、事故や事件等の再発防止検証・保育サービス向上等を目的としてカメラを設置しており、必要に応じて保護者へ公開しております。
ただし、プライバシー保護の観点より、記録やデータのお渡しはできかねます。

9.緊急時の対応方法

(1)教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医または子どもの主治医への相談及びその他必要な措置を講じます。

(2)教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(3)園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対する賠償その他必要な措置を講じます。

加入している保険は以下の通りです。

保育園総合保険制度加入による補償内容	
保育園児等傷害保険	園児、職員の怪我を補償する。
主催行事参加者傷害保険	こども園が主催する宿泊を伴わない行事に参加中に生じた、園児・職員以外の保護者等の参加者の怪我を補償する。
保育園賠償責任保険	こども園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等に起因する事故により、園児や第三者の身体に傷害を与えた場合や、財物を棄損した場合に被る損害に対して保険金をお支払いする。
保育業務従事者向け賠償責任保険	保育業務に従事する職員個人が負う損害賠償責任を補償する。

10.非常災害対策

非常時の対応	別途定めるマニュアルにより対応		
避難・消火訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回以上)を実施		
防災設備	自動火災報知設備	消火器	誘導灯
			その他
	※各種設備は法定の点検を確実に実施しています。		
一斉連絡方法	コドモン一斉配信メール、電話　等		
避難場所	指定緊急避難場所		広域避難場所
	さつき小学校		小禄中学校

11.虐待防止のための措置

(1)園児の人権の擁護及び虐待の防止をはかるため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報告があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じます。

(2)園児に対する虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律等の規定に基づき、関係機関との連携を図ります。

12.意見・要望・苦情等に関する相談窓口

(1)保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
要望・苦情等にかかる窓口は以下の通りです。

相談・苦情受付担当者	當間恵美里		電話番号	098-857-4033
苦情解決責任者	竹村　沙織		電話番号	098-857-4033
第三者委員	宇保　新一	(公認会計士補)	Mail:uhoshin491224@gmail.com	
	比嘉　理恵	(法律事務所)	Mail:yuiri.kuni.rie@gmail.com	

(2)苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、常に改善を図るよう努めます。

13.業務の質の向上

(1)保育教諭等の自己評価及び園の自己評価については年1回行い、園の自己評価については、その結果をホームページにて公開します。

(2)第三者による評価については3年に1度行い、その結果をホームページにて公開いたします。

14.守秘義務及び個人情報の取り扱い

(1)園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。

(2)ホームページ等に公開する写真等について、園児のプライバシー保護に努め、別紙同意書を得て、慎重に取り扱い致します。

(3)国の法令に従い、「要録」を小学校へ送付するとともに、必要に応じて他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う業者等、及び緊急時において病院その他関係機関等に対して、子どもに関する必要な情報を提供する場合があります。

15.その他運営に関する重要事項

(1)当園の敷地内(駐車場含む)は禁煙となっております。

(2)登降園時、引き渡し前後の事故や怪我、また保護者駐車場での事故について一切責任は負いません。

(3)利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(4)園長不在の際は、すべての業務の代理責任者を　　主幹保育教諭　　とします。

(5)その他、当園をご利用にあたっての留意事項は「入園のしおり」に定めます。

別表１

1、給食にかかる費用

項　目	内容及び負担を求める理由・目的	金　額
１号認定	主食費 500 円　・副食費 4,500 円 （副食費免除対象に該当する場合は、主食費のみ）	5,000 円／月額
２号認定	主食費 1,000 円　・副食費 5,500 円 （副食費免除対象に該当する場合は、主食費のみ）	6,500 円／月額

2、延長保育利用料・預かり保育料

(1) 2・3 号認定児

保育標準時間の場合

項　目	7時15分～18 時15分まで	18 時16分～19 時15分
保育標準時間	―	300 円／日 3,000 円／月額

保育短時間の場合(8 時～16 時)

項　目	16 時 01 分～18 時15分	18 時16分～19 時15分
延長保育料	1 時間毎に 100 円	300 円

(2)1 号認定児

項　目	14 時～18 時15分	18 時16分～19 時15分
１号認定	1000 円／月額（おやつ）	300 円／日 3,000 円／月額

一時保育利用料（土曜日・休業日）

項　目	8 時 15 分～18 時15分
１号認定	150 円(給食・おやつ)

項　目	内容及び負担を求める理由・目的	金　額
入園児以外	0～1 歳児	1,500 円／日
	2～5 歳児	1,300 円／日

教育・保育に提供する実費に係る利用者負担金

クラス帽子・体育着(上)(下)・のり・はさみ・クレヨン他	物品注文書参照

・利用料及びその他の費用については、口座振替とし、手数料 110 円は徴収料金に加算する。

・延長保育料及び一時保育利用料の支払いについては、口座振替で対応する。